

令和2年5月26日

会 員 各 位

公益社団法人奈良県柔道整復師会  
会 長 川 口 貴 弘  
保険部長 前 田 貴 史

「柔道整復師の施術に係る療養費の算定基準の改定について」

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、本会保険部事業運営に際し、ご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、先日の奈良柔整ニュースに載せて、「日整トピック」令和2年4月27日付（第18号）にて柔道整復療養費の改定についてご案内致しました。

つきましては、厚生労働省保険局医療課より、正式に公益社団法人日本柔道整復師会宛てに連絡がありましたので、改めてお知らせ致します。別添の資料をご覧ください。

なお、この度の算定基準の一部改正は、本年6月1日以降の施術分から適用となります。施術料金表につきましては日整から配布され次第、皆様にお届け致します。

会員の皆さまにおかれましては、療養費の取扱いには充分にご注意くださいますようお願い申し上げます。

敬具

## 柔道整復療養費の改定

改定率 0. 27%

2年度診療報酬の医科改定率を踏まえ、政府において決定  
(参考) 医科の改定率 0. 53%

改定内容

- 初検時相談支援料の要件強化・引き上げ
- 整復料（骨折、脱臼）、固定料（不全骨折）、後療料（骨折、不全骨折、脱臼）、柔道整復運動後療料（骨折、不全骨折、脱臼の後療）の引き上げ

評価項目	現行	引き上げ額	改訂後
初検時相談支援料	50円	50円	100円
整復料（骨折、脱臼）	2,500円～ 11,700円	100円	2,600円～ 11,800円
固定料（不全骨折）	3,800円～ 9,400円	100円	3,900円～ 9,500円
後療料（骨折）	820円	30円	850円
後療料（不全骨折、脱臼）	690円	30円	720円
柔道整復運動後療料（骨折、不全骨折、脱臼の後療時）	310円	10円	320円

- 距離加算を往療料に振り替えて包括化

【現行】往療料（基本額）1,860円、距離加算 2kmごとに800円

※ 2km超800円、4km超1,600円、6km超2,400円

【改定】往療料2,300円、4km超2,700円

施行日 令和2年6月1日